

## 高浜町スポーツ競技全国大会等出場者激励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する者に予算の範囲内において高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号）に基づき激励金を支給し、激励することによって競技力の向上と本町の名声を図ること、又、その功績をたたえ、より一層の飛躍を期待することを目的に、高浜町スポーツ競技全国大会等出場者激励金(以下「激励金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 全日本選抜競技大会
- (4) 全国高等学校総合体育大会
- (5) 全国青年体育大会
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目団体が開催する全国大会
- (7) オリンピックまたは選手選考会等のある国際大会
- (8) 教育関係機関が開催する大会で高浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が激励金の支給を適当と認める大会
- (9) その他教育委員会が激励金の支給を適当と認める全国大会以上の規模の大会

### (支給要件)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する個人又はチーム若しくはグループで、全国大会等に出場する者に対し、第5条の規定により激励金を支給する。

- (1) 個人競技に出場する者
  - ア 町内に住所を有する者（町外の学校に在学する者で生計の本拠が町内に有ると認められる者を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 団体競技に出場する次に掲げるチーム
  - ア 町内に住所を有する者で構成されているチーム
  - イ 主に町内に住所を有する者で構成され、かつ、町内に本拠を有するチーム
  - ウ 町内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この条において同じ。）に在学する者で構成されているチーム
  - エ 主に町内の学校に在学する者で構成され、かつ、町内に本拠を有するチーム
- (3) 町内に住所を有する者で団体競技に出場する者又はグループ

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。

- (1) 予選、記録会又は選考会を経ずに、出場する場合
- (2) 県若しくはこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ずに、出場する場合

(3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合

(4) 小中学生で教育課程内の競技会で出場権を得たもので学校から旅費等の支給がある場合

(5) 同一の個人又はチーム若しくはグループを対象として、同一年度内において1回、激励金を支給した場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表に定めるところによる。ただし、町長がその額によりがたいと認めるときは、その都度別に定めるものとする。

(全国大会等出場の届出)

第6条 激励金の支給を受けようとする者及び団体は、全国大会等が開催される日の7日前までに、全国大会等出場届出書(様式第1号)を次の書類を添えて、町長に届け出るものとする。

(1) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類

(2) 予選又は選考会の経緯を記載した書類

(3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

2 申請は、出場する者が個人の場合は本人が、チームの場合はチームの代表者が、グループの場合はグループの代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、保護者又は所属チーム若しくは所属グループの責任者とする。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の届け出があった時はその内容を審査し、この要綱に適合すると認めたときは、速やかに激励金を支給するものとする。

(返還)

第8条 激励金の支給を受けた者がエントリーを取り消された場合は、既に支給した激励金の全部又は一部は返還させることができる。

(結果報告)

第9条 激励金の支給を受けた個人又はチーム若しくはグループは、全国大会等出場選手激励金結果報告書(様式第2号)を激励金の支給に係る大会終了後30日以内に町長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。